



平成 27 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 **アンリツ株式会社**
代表者名 代表取締役社長 橋本 裕一
(コード番号 6754 東証第一部)
問合せ先 取締役・常務執行役員
谷合 俊澄
(TEL. 046-296-6507)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 25 日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、従来の「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、改定後の内容を下記のとおりお知らせいたします。(変更箇所を下線で示しております。)

記

1. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号ハ、会社法施行規則第 110 条の 4 第 2 項第 4 号、第 5 号ニ)

- (1) 当社は、経営理念で掲げる「誠と和と意欲」を基本に、経営方針で「良き企業市民としての社会貢献」を表明するとともに、「品格ある企業」に成長することを目指して、アンリツグループ企業行動憲章、アンリツグループ行動規範を制定し、法令と企業倫理の遵守を当社及びその子会社から成る企業集団(以下「アンリツグループ」という。)の企業活動の原点としています。
- (2) 当社の取締役及び執行役員は、この基本方針の実践が自らの役割であることを認識し、率先垂範のうえ、アンリツグループの実効ある体制の整備を行い、企業倫理の徹底を図ります。
- (3) 当社の社長を委員長とする CSR 推進委員会のもと、当社の企業倫理推進委員会は、倫理法令遵守基本規程に基づき、コンプライアンスに関わる各委員会（情報管理・公正取引推進・輸出入管理・環境管理等の委員会）及び子会社関連部門と連携しながら、アンリツグループのコンプライアンス体制の整備、充実に努めます。また、企業倫理推進委員会は、コンプライアンス上の問題点を当社の取締役会に定期的に報告し、取締役会は問題点の改善に努めます。
- (4) 企業倫理推進委員会は、コンプライアンスに関わる各委員会及び子会社関連部門と連携して、アンリツグループの従業員に対して教育研修を実施し、その効果をモニタリングします。当社の内部監査部門は内部監査規程に基づきコンプライアンスに関わる各委員会及び企業倫理の推進を担う法務部門の活動を監査します。
- (5) アンリツグループの従業員等は、アンリツグループ行動規範に違反するおそれがある行為が行われていることを知った場合は、上司経由又は自らが社内窓口もしくは社外窓口
に報告・通報する手段を有します。この場合において報告通報の事実は秘密として扱われ、報告・通報者が、当該報告・通報を理由として何らの不利益も蒙ることはありません。当社は、これらの取扱いを規程として明確化し、社内に周知徹底するものとします。

- (6)当社は、アンリツグループの適正な財務報告とその信頼性を確保するために、「内部統制システム基本規程」に基づき、アンリツグループの内部統制の確実な運用と継続的改善を行います。
- (7)アンリツグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる態度・行動をとり、一切の関係を遮断し、それらの活動を助成する行為を排除します。また、不当要求等に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と密に連携して対応することとします。
- (8)アンリツグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らして適切なものとします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第110条の4第2項第1号)

- (1)当社は、業務上取り扱う情報について、情報管理基本規程に基づき、厳格かつ適切に管理する体制を整備し運用します。
- (2)取締役及び執行役員意思決定と業務の執行に係る文書（例えば、株主総会議事録と関連資料、取締役会議事録と関連資料、経営戦略会議議事録と関連資料等）については、法令及び営業秘密管理規程に基づき、保管責任者、保管期間、保管方法を明確にして、適切に管理し、取締役が当該文書を速やかに閲覧できる体制を整備します。
- (3)営業秘密、個人情報については、法令及び営業秘密管理規程、個人情報保護規程に基づき厳格かつ適切に管理します。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第110条の4第2項第2号、第5号ロ)

- (1)当社は、アンリツグループの主要リスクを①経営の意思決定と業務の執行に係るリスク、②法令違反リスク、③環境保全リスク、④製品・サービスの品質リスク、⑤輸出入管理リスク、⑥情報セキュリティリスク、⑦災害リスクであると認識し、リスクごとにリスク管理責任者を明確にしてリスクマネジメント体制を整備します。当社のリスクマネジメント推進部門は、規則・ガイドラインの制定、教育研修の実施などを行い、リスク管理レベルの向上と事業の継続発展を確保するための体制を整備します。
- (2)アンリツグループの中期経営計画策定の過程においては、経営環境の変化を踏まえてアンリツグループのリスクを洗い出し、経営目標を達成するためにリスク対応策を策定します。また、当社の社長を議長とする当社の常勤取締役及び執行役員で構成される月例の経営戦略会議において、必要に応じてリスク分析とリスク対応策の進捗状況を審議するとともに、当社の取締役会に報告します。
- (3)これらのリスクマネジメントに関する活動をアンリツグループとして体系化し統一的に運用するため、リスクマネジメント基本規程を制定し、企業価値を一層向上させ、企業活動の持続的発展に結びつけていきます。
- (4)アンリツグループの経営に重大な影響を及ぼすおそれがある事象が発生した場合には、リスクマネジメント基本規程に基づき当社の社長が関係者を招集し状況の把握と対策を講ずるとともに、速やかに当社の取締役会に報告します。
- (5)重大な事故、災害が発生した場合には、リスクマネジメント基本規程及び災害・緊急対策基本規程に基づき当社の社長を本部長とする危機対策本部を設置し、被害の最小化と事業の早期回復に努めます。

4. 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第 110 条の 4 第 2 項第 3 号、第 5 号ハ)

- (1)当社は、経営環境の変化に柔軟かつスピーディに対応し、グローバル企業としての競争力を高め、継続的に企業価値を向上させていくため、執行役員制度のもと、当社の取締役及び執行役員の、子会社を含めた職務分担を明確にし、当該業務の執行については、業務分掌規程において各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。
- (2)当社の取締役会は、毎月 1 回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行うものとします。
- (3)当社の取締役会は、経営戦略会議が策定したアンリツグループの中期経営計画とそれに連動した単年度の経営予算の審議、承認及び執行状況の監督をします。
- (4)当社の社長は、アンリツグループの中期経営計画と経営予算に基づき自らのミッションと年度目標を設定し、経営目標を達成するためリーダーシップを発揮します。当社の執行役員は、それを受けて自らの職務の権限と分担に基づいたミッションと年度目標を設定し、その実現に取り組みます。
- (5)アンリツグループは、グローバルビジネスを円滑に展開するにあたって、事業グループごとにグローバルビジネスガイドラインを制定するとともに、シェアードサービスによるグループ各社の共通業務の効率化や IT システムの統合、キャッシュマネジメントシステムの導入等に取り組みます。

5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(会社法施行規則第 110 条の 4 第 2 項第 5 号イ)

- (1)当社は、グループ経営を円滑に行うために、子会社の社長その他当社の社長が指名する者を、当社の経営戦略会議、事業開発戦略会議及び予算編成会議等に出席させ、当該子会社の営業成績、財務状況その他の重要な事項について報告を受けることとします。
- (2)当社の取締役及び執行役員は、分担する子会社の営業成績、財務状況その他の重要な事項について、子会社から、定期的に又は緊急時に報告を受けることとします。

6. その他の当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第 110 条の 4 第 2 項第 5 号柱書)

- (1)当社の取締役及び執行役員は、それぞれの職務分担に従い、子会社に対し、適切な内部統制システムを整備するように指導します。
- (2)当社の内部監査部門は子会社の内部監査部門等と連携して、業務の適正性について子会社の監査を行います。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

(会社法施行規則第 110 条の 4 第 1 項第 1 号)

- (1)当社は、監査等委員会の職務を補佐するため、経営監査部門を設置し、専任者を配置します。
- (2)監査等委員会は、内部監査部門にその職務の補助を要請できることとし、その旨を内部監査部門に関する業務分掌規程により明確化します。

(3)監査等委員会は、必要に応じて本社管理部門の専門知識を有する従業員からの協力及び事務の取扱いに関する支援を受けることができるものとします。

8. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(会社法施行規則第110条の4第1項第2号及び第3号)

(1)経営監査部門に配属された使用人は、監査等委員会の業務を補佐する事項に関しては、監査等委員会の指揮・命令に従います。また、当該使用人の人事異動は、監査等委員会の事前の同意を得なければならないものとします。

(2) 取締役、執行役員及び上長等は、監査等委員会よりその職務の補助及び協力を要請された内部監査部門及び本社管理部門の従業員に対し、その要請事項に従うことを直接本人へ指示するものとします。

(3)監査等委員会よりその職務の補助及び協力を要請された内部監査部門及び本社管理部門の従業員は、その要請事項に関しては、監査等委員会の指揮命令に従い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び上長等の指揮・命令を受けないものとします。

(4)内部監査部門の部門長の人事異動は、監査等委員会の事前の同意を得なければならないものとします。

9. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(会社法施行規則第110条の4第1項第4号)

(1) 監査等委員会が選定する監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、経営戦略会議、アンリツグループの中期経営計画等の審議会など重要会議への出席をはじめとして監査等委員会が選定する監査等委員が必要と判断した会議に出席できるものとします。

(2) 監査等委員会が選定する監査等委員は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査等委員会が選定する監査等委員が必要と判断した場合、取締役、執行役員及び従業員に該当書類の提示や説明を求めることができるものとします。

(3) 当社の取締役、執行役員及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項又は法令もしくは定款に違反する行為を認知した場合は当該事項等のほか、内部監査の実施状況、内部統制システムの整備運用状況、重要な会計方針、会計基準及びその変更、その他必要な重要事項を、速やかに監査等委員会に報告するものとします。また、監査等委員会への報告体制及び情報伝達ルートについて規程として明確化し、社内に周知徹底するものとします。

(4) 当社の法務部門は、監査等委員会に対し、コンプライアンス活動の計画及び結果(所管する通報・相談窓口への通報、相談内容を含む。)について、定期的に、また、必要に応じて報告します。

10. 前号の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則第110条の4第1項第5号)

- (1)当社は、監査等委員会への報告の内容及び報告の事実は秘密として扱われ、報告者が、当該報告を理由として何らの不利益も蒙ることがないことを規程として明確化し、社内に周知徹底するものとします。
- (2)当社のコンプライアンス担当執行役員は、報告者が報告したことを理由として、報告者の労働環境が悪化することのないよう、監視、監督する義務を負い、報告者に対する不利益な取扱いを確認した場合、直ちにこれを是正します。

11. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第110条の4第1項第6号)

- (1)当社は、監査等委員がその職務の執行について、会社法399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
- (2)監査等委員は、監査の実施にあたり必要でないと認められるときを除き、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を会社の費用で活用できるものとします。
- (3)当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、必要額を見積り、予算に計上します。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第110条の4第1項第7号)

- (1)当社の代表取締役は、監査等委員と定期的に又は随時、会合をもち、会社に対処すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図るものとします。
- (2)当社の内部監査部門は、監査等委員会に対し、内部監査の計画及び結果の報告を定期的及び必要に応じて行い、相互の連携を図ります。また、監査等委員会は、必要に応じて内部監査部門及び内部監査に関連する管理部門に調査を求めることができるものとします。
- (3)監査等委員会が連結経営に対応したグループ全体の監査を実効的かつ適正に行うことができるようにするため、監査等委員会への情報提供体制及び内部監査部門との連携体制を整備します。
- (4)当社の取締役及び執行役員は、監査等委員会の監査がより効果的に行われるために、内部監査体制の充実や協力体制の徹底を図ります。

以上